

豊橋市民病院公金支出差止事件(住民訴訟)について平成 27 年 12 月 17 日に判決の言渡がありました。棄却でした。この判決に全て不服なので控訴しました。主な控訴理由は以下の通りです。

前提事実に著しい誤認

1、原告は、本件のような設計委託業務については、ほとんどが人件費の業務であるから、過去の関連業務のデータのストックがあれば大幅な人件費の削減が可能であり、低価格入札でも十分に利益を確保できる。本件のように机の上だけで計算された価格に失格判断基準を設定し、履行可能性について確認もせずに失格とする失格判断基準制度を導入するのは違法である、と主張した。

この主張は市場では当然の論理である。国は、公共事業に市場原理を導入するよう各地方自治体に通達している。

しかし、裁判所はこのデータストックを全く考慮せず判決に至った。判決文 12 ページに次のように述べている。

①直接費についてはほとんどが人件費であり品質や業務に従事する労働者の労働環境の確保に直接影響する部分であることから割引率を少なくし、経費等については、低入札価格等において削減している業者が多かったこともあり割引率を高くこととした。

①から被告(豊橋市)の言い分を鵜呑みにし、データストックを考慮しない誤った前提で本件を判断した。

2、原告は、豊橋市側の証拠(乙 24 平成 24 年度 第 1 回 入札制度検討会議部会)からも、業者は委託業務事業に対して、データストックを持っていれば予定価格の20%~30%代で、データストックを持っていないければ80%~90%代で落札していることがわかる。業者は市場原理に則り入札していることを主張した。さらに当該証拠から「低入札価格調査によれば、すべて履行可能であり、低価格でも業務が出来ること」が立証されている。また、過去6年間の入札結果データから、設計コンサル業務の入札127件であり、そのうち低入札は14件であったことから1割に満たないし、それも履行されている事実を踏まえて、合理的理由のない制度導入であるから裁量権の逸脱である、と主張した。

しかし、裁判所はこれらの事実に目を瞑った。いたずらに豊橋市側のみの言い分を拾い上げた判断を行った。本件判断は公平性に向け、日本国憲法第 76 条第 3 項でいう「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」に違反したものと言える。判決文 18 ページには次のような呆れた判断が述べられている。

①「平成 23 年以前には建設コンサルタント業務に低入札価格調査は導入されていなかった

たのであるから、同年以前の入札に問題がなかったとまでは言うことはできず・・・」

②「落札率が低いほど業務成績が低く、特に低入札業務は成績の悪いものが多いなど指摘されていることは否定できず・・・」

①については、導入する 26 年度の段階で、その直前の 24, 25 年度に原告が主張する状況にあるのだから、それをもって判断することが妥当である。このことは常識の範囲にある話だ。それを 23 年度前までも問題にすることについては、裁判所の「おそれがある」に基づく恣意的判断である。

②については、これは他市についての話であって本件業務が行われる豊橋市の話ではない。地方首長は、当該住民の財産と利益を守ることが定められている。当該自治体の事情を考えぬまま、住民にムダな負担を課せる失格判断基準を導入したことは地方自治法 2 項 14 項に違反しているのである。また制度導入に合理的理由もないことから、裁量権の逸脱であることはあきらかである。

ところが裁判所は、このことに目を瞑りあたくも豊橋市が低入札で問題が発生しているかのように述べるのは「おそれがある」ことに基づく恣意的判断である。

3、以上1, 2から本件失格判断基準を導入する合理的理由もないことから、本件業務入札で豊橋市が調査もなく綜企画を一方的に失格にしたことは地方自治法 2 項 14 項に違反し、裁量権の逸脱を行ったことは明らかである。

ところが裁判所は「本件失格判断基準は、平成 26 年 1 月から導入されたものであって、本件入札は同年 7 月に行われたものであるから、(適切に機能しているか否かを検証するには)合理的期間が経過してということとはできず、少なくとも本件入札がされた時点においては、適法なものというべきである」(判決文 17 ページ)と判断している。

冗談じゃない！！理屈である。じゃあ検証した結果制度導入は必要ではなかった、となったから本件で 3000 万余の余分な税金を支払った責任をだれが取るのだ！一般常識として不当性、違法性、住民の安全性に疑問が出るなどの問題が起きたときにはじめて、制度の改正をすべきである。特に制度導入により住民負担が増える場合は慎重にすべきだ。

ところが根拠もなく制度を導入して、いたずらに住民の負担を増やすことは後の検証に任せるといふ裁判所の判断に国民の理解が得られるとは全く考えられない。

原告は、先にも述べたように豊橋市において失格判断基準を導入しなければならない理由がないことを、豊橋市の過去のデータを基に明らかにした。このデータに真摯に向かい、正義の側に立った判断を求めるものである。